

図 6-1 都市機能誘導施設の立地に係る届出の対象地区

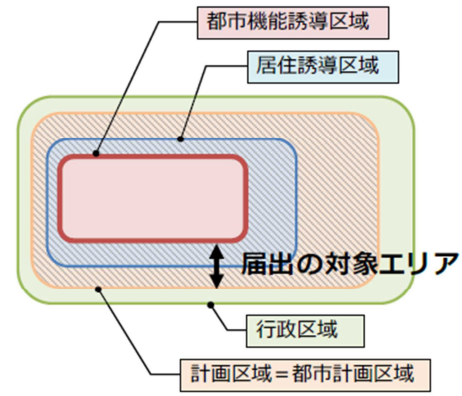


図 6-1 都市機能に係る届出の対象地区

P78

6.2 都市機能誘導区域内における届出制度

6.2.1 届出の対象となる行為

都市機能誘導区域内で、誘導施設を休止又は廃止しようとする者は、休止又は廃止しようとする日の30日前までに、その旨を市長へ届け出なければなりません。

6.2.2 届出の対象地区

届出の対象となるのは、立地適正化計画の計画区域のうち、都市機能誘導区域内の区域です。

(新設)

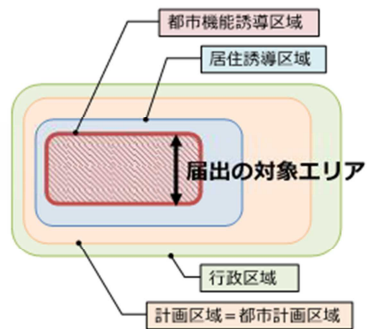


図 6-2 都市機能誘導施設の休廃止に係る届出の対象地区

P79

6.3 居住誘導区域外における届出制度

6.3.1 届出の対象となる行為

(略)

6.3.2 届出の対象地区

(略)

6.2 居住誘導区域外における届出制度

6.2.1 届出の対象となる行為

(略)

6.2.2 届出の対象地区

(略)